

## 後期高齢者医療保険料率と軽減割合が見直されました

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は、医療費の大半が、国や地方の負担、現役世代の方の保険料でまかなわれています。後期高齢者医療保険を安定した制度とするため、保険料率が左記のとおりに見直されました。

○令和2、3年度 茨城県後期高齢者医療保険料率

<b>所得割額</b>	<b>+</b>	<b>均等割額</b>	<b>=</b>	<b>一年間の保険料</b>
(賦課のもととなる金額) ×8.5%		被保険者一人あたり 46,000円		(100円未満切捨て) 賦課限度額64万円
(令和元年度8.0%)		(令和元年度39,500円)		(令和元年度62万円)

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円  
 ※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除や給与所得控除など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各所得控除前の金額です。

また、保険料均等割額の軽減措置についても、左記のとおり見直されました。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額	令和元年度	令和2年度	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	8.5割軽減	7.75割軽減	10,350円
33万円以下の世帯かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他の各所得がない場合に限る）	8割軽減	7割軽減	13,800円
33万円+「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割軽減		23,000円
33万円+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減		36,800円

※収入が公的年金の方は、収入金額から公的年金控除（年金収入が330万円未満は120万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。  
 ※令和元年度は28万5千円を28万円、52万円を51万円として計算し、判定していました。

○お問い合わせ  
 町民税務課 税務G  
 ☎(84)1966 (直通)

## 町民税の納税通知書を発送します

令和2年度町民税の納税通知書（普通徴収分）を6月12日（金）に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収（天引き）に係る注意点

- ・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収を行い、10、12、2月に本徴収が行われます。
- ・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収されません。
- ・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができません。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収される方もいます。

○4月1日現在、65歳未満で年金所得がある方

公的年金に係る町民税が給与から天引きされます。  
 ※平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、町民税均等割に1,000円（県民税500円、町民税分500円）が加算されていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

○お問い合わせ  
 町民税務課 税務G  
 ☎(84)1966 (直通)

## 令和2年度 農地中間管理事業による担い手公募受付のお知らせ

茨城県農地中間管理機構では、意欲的な農業者へ農地利用の集積・集約化を行い、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、機構が借り受けた農地の借受希望を募集します。  
 農地中間管理機構を通じた農用地の借受希望者は、公募に応募する必要があります。

農用地の貸借手続きの流れや既に公募に応募されている担い手の方などの情報は、茨城県農地中間管理機構のホームページでご確認ください。

○届出書配布・受付場所

産業課窓□

○お問い合わせ  
 産業課 地域振興G  
 ☎(84)2582 (直通)

## 空き地の適正な管理をお願いします

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。

町では、良好な環境を保全するために、「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めています。

空き地の所有者（管理者）は、雑草の刈り取りを行うなどして、土地の適正管理に努めていただきますよう、よろしくお願います。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
 ☎(84)3618 (直通)